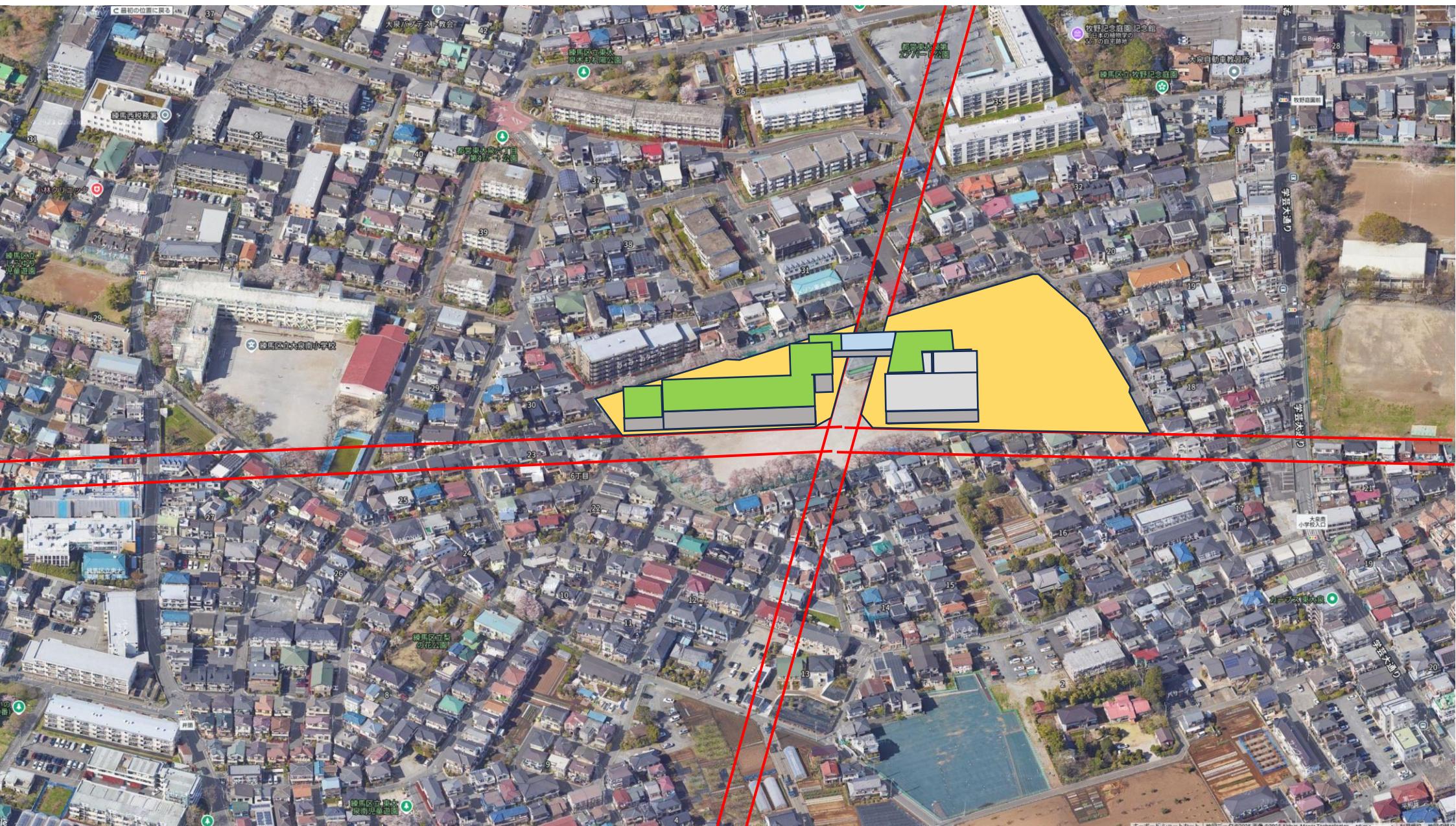


令和7年1月16日(木) 素案





135・232号交差をストレート交差で無く、大二中を島とする時計回り一方通行の環状交差とした場合

仮定条件：2.5m歩道+7m車道=9.5mを環状部の基本幅員とする。

(7mは緊急車両等の追い越しスペースを想定したため)

但し、一部の現道が無い区間については利用上は歩道は必須ではないので、車道のみの7m幅員とする。各道路から環状部に合流した後には約30mの合流レーンを設け、その区間は車道を8m幅員とする。歩行者横断部は校門付近のみの設け、校地の周囲は車道、その外を歩道とする環状道となる。

環状道の設置は135・232号の計画線によって必然として生じる敷地残地以外の新たな用地取得は前提とせず、校地を狭めることで対応する。

